

社馬連 13 第 53 号

平成 25 年 11 月 6 日

会員団体 各位

日本社会人団体馬術連盟

会 長 菅原 俊之

(担当 競技委員会)

### 第 51 回 全日本実業団障害馬術大会の開催について

秋冷の候、貴団体におかれましてはますますご活躍のこととお喜び申し上げます。

今年度も日本社会人団体馬術連盟における団体戦の最高峰の大会である全日本実業団障害馬術大会を、下記の通り、開催いたします。本年も奮ってご参加ください。

#### 記

1. 大会名： 第 51 回 全日本実業団障害馬術大会
2. 主催： 日本社会人団体馬術連盟
3. 開催日： 平成 26 年 1 月 25 日(土) ~ 26 日(日)
4. 開催地： JRA 馬事公苑 (東京都世田谷区上用賀 2-1-1)
5. 出場資格：
  - ・ 団体出場資格：
    - 日本社会人団体馬術連盟 正会員団体
    - 同一団体内で出場資格を有する選手を 4 名以上揃えたチームを編成できる団体
    - 大会役員、馬取扱者を各日 1 名ずつ以上派遣できる団体
  - ・ 選手出場資格：

日本社会人団体馬術連盟 馬術技能資格 A または B グレードに認定され、当年度に登録されている者
6. 申込方法：

別紙 参加申込書に記入の上、下記まで郵送またはメールにてお申込みください。

日本社会人団体馬術連盟  
〒104-0033 中央区新川 2-6-4 新川エフ 2 ビルディング 6 階  
TEL: 03-3297-5630 FAX: 03-3297-5636 E-Mail: shabaren@jbg.jp
7. 申込締切： 平成 25 年 11 月 27 日(水) 正午

8. 出場料: 1 団体 100,000 円
9. 納付方法:  
下記口座に期日までにお振込みください。  
三井住友銀行 神田支店 普通預金口座 1300690 日本社会人団体馬術連盟
10. 納付期限: 平成 25 年 12 月 9 日(月)  
納付した出場料の返却は行ないません。ただし、主催者側の都合により変更した場合はこの限りではありません。なお、経理処理上の都合等で遅延する場合は、事前に連絡のうえ平成 25 年 12 月 2 日(月)までに文書にて申し出てください。
11. 助成金:  
遠隔地団体(関東地区以外から選手が参集する参加団体)に対しては、助成金を支給するので出場申込みと同時に助成金申請書により申請してください。
12. 大会役員と馬取扱者の派遣:  
各団体は、必ず、大会役員および馬取扱者を 1 日につきそれぞれ 1 名を派遣すること。大会役員は終日交代なく務められる者とし、出場選手との兼務は認めません。馬取扱者については、馬装と手入れを問題なくできる者とし、出場選手との兼務は認められます。2 日目の馬取扱者は担当馬匹の退厩作業までが業務となります。  
なお、派遣できない場合には、人件費として 1 名につき 10,000 円を徴収します(当日欠席・大会役員は競技出場となった場合にも、同様に取り扱います)。  
大会役員および馬取扱者(出場選手兼任を除く)には、昼食(弁当)と交通費(2,000 円)を支給します。
13. 予選組み合わせ抽選会  
平成 25 年 12 月 4 日(水) 開催予定の忘年会々場にて行います。出席できない団体は委任状(様式は自由)を提出してください。
14. 懇親会:  
大会第 1 日目の 1 月 25 日(土) 馬事公苑 本館 2 階 講堂にて、懇親会を行いますので、選手・応援の皆様はぜひご参加ください。また、決勝トーナメントの組み合わせ抽選会も行う予定ですので、各出場団体の代表者の方は必ずご参加ください。
15. その他:  
出場登録選手について、放送用の選手プロフィールを併せてご提出ください。提出がない場合、出場を認めない場合があります。

以上

## 第 51 回 全日本実業団障害馬術大会 要綱

1. 大会名： 第 51 回 全日本実業団障害馬術大会
2. 主催： 日本社会人団体馬術連盟
3. 開催日： 平成 26 年 1 月 25 日(土) ~ 26 日(日)
4. 開催場所： JRA 馬事公苑 (東京都世田谷区上用賀 2-1-1)
5. 出場資格
  - ・ 団体出場資格
    - － 日本社会人団体馬術連盟 正会員団体
    - － 同一団体内で出場資格を有する選手を 4 名以上揃えたチームを編成できる団体
    - － 大会役員、馬取扱者を各日 1 名ずつ以上派遣できる団体
  - ・ 選手出場資格
    - 日本社会人団体馬術連盟 馬術技能資格 A または B グレードに認定され、当年度に登録されている者
6. 競技形式
  - (1) 貸与馬による各団体チーム 3 ~ 4 名による対抗戦とする。
  - (2) 予戦は 2 試合の変形リーグ戦(3 名戦)とし、上位 8 チームが決勝トーナメントへ進出する。
  - (3) 決勝トーナメントは 4 名戦とする。なお、決勝トーナメントでの 3 位決定戦は行わず、準決勝敗退チームを 3 位同位とする。
  - (4) 組み合わせは、抽選による。
  - (5) 競技規程は、国際馬術連盟障害飛越競技会規程第 24 版(減点基準表については基準表 A)及び日本馬術連盟競技会関連規程(平成 25 年度版) (失権者の減点算出法、障害飛越競技に関する周知事項)を採用する。2 反抗失権とする。基準タイムの設定など一部ローカルルールを採用する。
    - ・ 予選と決勝トーナメント準々決勝については、早着減点を採用する。
  - (6) 危険防止の観点から、主催者及び審判団の協議に基づき参加団体責任者に改善を指導する場合がある。
  - (7) 使用予定馬が故障などにより使用不能となった場合、競技前・途中の如何を問わず、予備馬による再走行とする。
  - (8) その他、詳細については当日説明するので、注意すること。
7. 予選勝敗決定方法
  - (1) 勝点の多い団体を勝者とする。

- (2) 勝点と同じ場合は、次の順序で勝者を決める。
  - ・ 減点合計の少ない団体
  - ・ 各走行のタイムの基準タイムとの差の絶対値の合計の少ない団体
  - ・ 減点 0 の選手の多い団体
  - ・ 最少減点者の所属する団体
  - ・ 失権者の少ない団体
- (3) 以上をもって決定しない場合は、抽選により決定する。

#### 8. 勝点決定法

- (1) 相対する選手で、減点の少ない者に勝点を与える。
- (2) 減点と同じ場合には、引き分けとする。  
(準決勝、決勝については、タイムの速い方を上位とする。)

#### 9. 予選の結果による決勝トーナメント出場団体は、次の順序で決定する。

- (1) 勝数の多い団体を上位とする。
- (2) 勝数と同じ場合は勝点の多い団体を上位とする。
- (3) 前項で 2 チームが同じ勝点の場合は、その 2 チームの対戦における勝利チームを上位とする。なお、3 チームが同じ勝点の場合は抽選とする。
- (4) 以上をもって決定しない場合は抽選とする。

#### 10. 決勝トーナメントにおける勝敗は、次の順序で決定する。

- (1) 勝点の多い団体を上位とする。
- (2) 勝点と同じ場合は、次の順序で勝者を決める。
  - ・ 減点合計の少ない団体
  - ・ 走行のタイムの合計の少ない団体 (ただし準々決勝は各走行のタイムの基準タイムとの差の絶対値の合計の少ない団体)
  - ・ 減点 0 の選手の多い団体
  - ・ 最少減点者の所属する団体
  - ・ 失権者の少ない団体
- (3) 以上をもって決定しない場合は別に協議する。

#### 11. 決勝トーナメント組み合わせ

予選競技終了後、決勝トーナメントの組み合わせ抽選会を行う。

#### 12. 大会役員と馬取扱者の派遣

出場団体は、大会役員および馬取扱者を 1 日につきそれぞれ 1 名を派遣すること。

- ・ 馬取扱者  
馬装と手入れを問題なくできる者とし、出場選手との兼務は可とします。2 日目の馬取扱者は担当馬匹の退厩作業までが業務となります。

・ 大会役員

大会の運営に交代なく終日従事することとし、出場選手との兼務はできません。

13. 注意事項

- (1) 異議の申立ては、代表者を通じて書面により行うものとする。競技の成績が発表されてから 30 分を経過した場合、申立ては受理されない。
- (2) 服装は FEI 規定を適用し、出場者は必ず保護帽を着用すること。保護帽は容易に脱落しないよう恒久的に取り外しが出来ない顎紐がシェル部に 3 点以上で固定されたものでなければならない。また、チャップス等での出場は認められません。
- (3) 拍車は丸又は棒拍とする。馬匹提供団体および審判長の指示により、着用を認めないこともある。
- (4) 審判長が認めた場合を除き、上記(2)(3)に違反した場合、失権とする。
- (5) 準備運動場での逆標旗飛越は、その都度、罰金 3 万円を課す。飛越回数オーバーは失権とする。
- (6) 馬匹、進行状況等により一部を変更して実施する場合がある。
- (7) 参加者・馬取扱者・観覧者の事故疾病について、主催者は応急処置をするが、その責は負わない。
- (8) 最近、使用馬匹の能力が高くなっていますが、選手の練習不足のため即応できない場面が見受けられます。参加選手は何らかの傷害保険に加入し、危険防止の面からも十分な準備をお心がけください。